

1. 件名：「日本原燃(株)再処理施設、MOX施設の新規制基準適合性に関する面談」

2. 日時：令和4年2月1日（火）10時00分～11時25分

3. 場所：原子力規制庁 10階会議室（TV会議により実施）

4. 出席者

原子力規制庁

原子力規制部

核燃料施設審査部門

（原子力規制部新基準適合性審査チーム）

古作企画調査官、岸野主任安全審査官、津金主任安全審査官、羽場崎主任安全審査官、上出安全審査官、高梨安全審査専門職、武田安全審査官、森野安全審査専門職、清水係員

日本原燃株式会社 須藤 専務執行役員

大柿 常務執行役員 他18名

東京電力株式会社 原子燃料サイクル部 サイクル技術グループ

チームリーダー 他1名

関西電力株式会社 原子力事業本部 原子燃料部門

原燃計画グループリーダー 他1名

中国電力株式会社 電源事業本部 原子燃料管理グループ

マネージャー 他1名

日本原子力発電株式会社 発電管理室 炉心・燃料サイクルグループ

主任

大成建設株式会社 原子力本部 原子力構造技術部

専任部長代理 他3名

5. 要旨

令和4年1月31日に実施した審査会合に関して、審査会合の議題2で指摘した事項に対する事業者の理解及び対応方針を確認した。

・事業者から、耐震設計の今後の対応方針について、以下のとおり説明があった。

➤ 飛来物防護ネットの設計モデルの妥当性については、説明シナリオや表現の見直し、追加の検証を行い改めて説明する。

➤ 飛来物防護ネットの波及的影響評価については、審査会合での指摘を踏まえ、周辺地盤の液状化影響などにも注意して評価を行う。

- 燃料加工建屋の基準地震動を 1.2 倍した地震力に対する耐震設計については、基準地震動 S_s に対する耐震設計での考慮事項と差違を設けることの妥当性について、そもそもの目的の観点から整理して説明を行う。
- ・ 原子力規制庁から、主に以下の点を伝えた。
 - 審査会合で伝えたとおり、昨日の審査会合で説明を受けた内容については、令和 3 年 12 月 23 日の審査会合での説明内容との表現の違いという問題ではなく、評価方針そのものの違いであり、説明者によっても相違があったものと認識している。本日の説明でも、事業者は表現の問題と受け止めている部分があり、未だに認識の相違があると考えている。想定に反する検証結果を得た場合に、これに合うように評価方針を曲げるのではなく、きちんとデータと向き合い、技術的な分析、考察を行うこと。
 - 審査会合で説明者によって説明内容の相違があったことについて、当たり前のことであるが、事業者内で十分に議論し認識の統一を図った上で審査に臨むこと。
- ・ 事業者から、本日の面談を踏まえて対応する旨の発言があった。

6. その他

提出資料

なし